

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「政策評価に取り組むインセンティブ」
著者 / 所属	有菌 裕章 / 行政監視委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	475号
刊行日	2025-4-25
頁	2
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20250425.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

政策評価に取り組むインセンティブ

行政監視委員会 専門員

ありぞの ひろあき
有 菌 裕 章

中央省庁の政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価法が成立し、23年が経過した。

平成9年の政府の行政改革会議最終報告では、新たな中央省庁の在り方として、省庁再編とともに政策評価制度の導入が提言された。「法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれ、その効果やその後の社会情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがち」とされ、効果的・効率的な政府の実現と国民への説明責任の全うは政策評価法の目的として第1条に明記された。

平成14年の政策評価法施行後、近年は毎年2～3千件の政策評価が実施されてきたが、次第に「政策評価疲れ」の弊害が指摘されるようになる。効率的・効果的な行政の実現が政策評価の目的であるにもかかわらず、膨大な資料の作成・調整作業に疲弊し、報告書を作成することが目的化しているとされ、実効性に疑問が呈されるようになった。

平成26年度には、評価様式が府省ごとに区々であったところ、目標の達成度合いを5段階表示に統一することや評価の実施時期を毎年ではなく施策の節目ごとにするといったメリハリ付けが行われた。コロナ禍を経てデジタル時代に見合った政策形成・評価の在り方が議論される中で、政策の特性に応じた評価を可能とすべく5段階表示等の評価様式にこだわらず、各府省の独自様式での取りまとめを可とする基本方針が令和5年に決定された。行政事業レビューの記述をもって政策評価書を簡素化するなど評価疲れ対策が進んでいる。

平成22年度から租税特別措置の政策評価が法律で義務付けられ、2～5年ごとの各措置の延長に際し、所管府省による政策評価の結果の客観性を担保すべく総務省行政評価局がチェックしているが、将来の効果（達成目標）が定量的に予測されていないとして、延長のたびに繰り返し指摘される措置もある。総務省の政策評価審議会においても、他所管府省との間で改善が望めないやりとりを続けることへの問題意識が語られている。政策評価の意義の再確認と共有が求められている。

政策評価法は、各府省による自己点検評価が基本的な枠組みとなっている。有効性を検証できない政策は廃止することが前提ならば、担当する政策の実現に向けコストをかけてきた立案者による自己評価がお手盛り志向に傾く場合もあり得よう。

令和7年2月に開かれた参議院行政監視委員会における参考人からの意見では、地方自治体でのEBPMを推進するため、価値判断を前提とせずエビデンス情報を収集し自治体間で共有すること、収集に要する費用として国からの補助事業に一定の予算額を組み込むことが提案された。価値中立的な情報収集とそのための費用を明示的に確保する仕組みは、各府省がより実質的な政策評価の実現に向けて取り組む際には、有効な手法と思われる。